

センター からの

2020
冬号

岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1
きらめきプラザ5階
TEL 086 (226) 1019 (2020.12月発行)

Contents

- 消費生活に関するご相談は
- 動画で学ぼう！消費生活
- 成年年齢が18歳に下げられます
- 誰でも簡単に稼げる!? ネットでのもうけ話に注意
- SNSでネット通販1回だけのつもりが定期購入に!?
- 消費生活相談事例「スマホ決済を上手に利用するために」
- 講師を派遣します
- 令和2年度消費生活講座ご案内

お便り

消費生活に関するご相談は

●岡山県消費生活センター相談ダイヤル

岡山 …… **086 (226) 0999** 火曜日～日曜日 9:00～16:30

津山分室 …… **0868 (23) 1247** 月曜日～金曜日 9:00～12:00・13:00～16:30

●消費者ホットライン 局番なし 188 (身近な消費生活相談窓口につながります。「188泣き寝入り」で覚えてください。)

●岡山県消費生活センター **FAX:086 (227) 3715**
e-mail: syohi@pref.okayama.lg.jp

Twitter アカウントID @SyohiOkayamaken

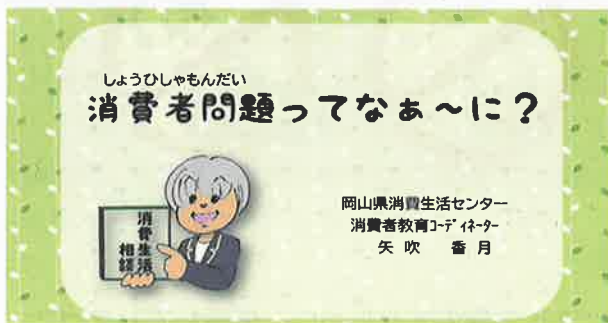
●消費のアドバイス 山陽新聞 毎月1回掲載

動画で学ぼう!

消費生活

配信開始

岡山県消費生活センターでは、岡山県聴覚障害者センターの協力により、自宅学習や学校での授業に使用できる動画シリーズ「動画で学ぼう! 消費生活」の配信を開始しました。聴覚障害のある方も学習しやすいよう配慮して、若者にも親しみやすい内容です。ぜひご覧ください。



①消費者問題ってなあ～に?

- 契約ってどういうことでしょうか?
- 携帯電話・スマホで困った!
- 困ったときは一人で悩まないで相談しよう!

※小学校高学年～中学生向け
(16分20秒)



②インターネットショッピングについて知ろう

- 偽物が届いてしまった!
- 思ったものと違う商品は返品できるの?
- ネットショッピングでのトラブルを防ぐポイント

※中学生～若者向け
(7分25秒)

成年年齢が18歳に引下げられます

2022年（令和4年）4月1日から民法の成年年齢が18歳に引下げられます。成年年齢の引下げによって、18歳になると親権者の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになります。

マルチ商法（ネットワークビジネス）など若者に多い消費者被害は、20歳になってから急増しています。成年年齢の引下げ以降は、高校生であっても18歳から未成年者取消権が認められなくなるため、契約についての責任も自分で負うことになり、悪質商法などによる消費者被害の拡大が懸念されます。

成年となる日はいつ？

平成14年4月1日以前生まれ
成年となる日：20歳の誕生日

平成14年4月2日～平成16年4月1日生まれ
成年となる日：令和4年4月1日

平成16年4月2日以降生まれ
成年となる日：18歳の誕生日



18歳になったらできることはなに？

18歳になったらできること

結婚（男女とも18歳）
親権者の同意なしでの契約
（携帯電話・部屋を借りる・クレジットカードなど）
10年有効パスポートの作成
公認会計士や司法書士などの国家資格取得
性同一性障害の性別変更の申し立て
外国人の帰化（日本国籍の取得） など



20歳のまま変わらないこと

飲酒・喫煙
公営ギャンブル
（競馬・競輪・ボートレースなど）
中型自動車免許等の取得
養子をとること
国民年金保険の加入義務 など



こんなトラブル気をつけて！

- 知人から誘われてセミナーに参加し、高額な投資ソフトの購入するために、借金してしまった。
- お試し1回だけのつもりで購入したら、最低5回の定期購入が条件だった。
- ネット通販で服を購入した。サイズが合わず返品しようとしたが、返品できないと言われた。
- クレジットカードで、次々とリボ払いで買い物したら、毎月の返済が困難になった。



消費者庁 消費者ホットライン
188イメージキャラクター
「イヤヤン」

不審に思ったり、トラブルに遭ったときには、消費者ホットライン「188(いやや)」にご相談下さい。

誰でも簡単に稼げる!?

ネットでのもうけ話に注意

事例

SNSから、簡単に稼げるというサイトにアクセスした。「1週間に1回5分の作業をするだけで誰でも簡単に稼げる」との説明があり、個人情報を登録した。同様のサイト2つにそれぞれ約2万円ずつデビットカードで支払った。塾費用を稼ぎたいと思い、マニュアル通りにやってみたが収入を得ることはできなかった。

(当事者：高校生 男性)



- 簡単にお金を稼ぐ方法等と称する情報（いわゆる情報商材）がインターネットで販売されており、中学生や高校生からも相談が寄せられています。
- 副業サイトやSNSなどで「誰でも簡単に稼げる」などと説明されますが、楽に稼げるうまい話はありません。
- 広告や説明と違って情報の内容に価値がない、収入が得られないという相談がみられます。情報商材は購入するまで内容を確認することはできません。安易な購入はやめましょう。
- 未成年の契約は、取り消しができるケースもあります。困ったときには、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

(独立行政法人国民生活センター「子どもサポート情報 第162号」より)

SNSでネット通販

1回だけのつもりが定期購入に!?

事例

スマートフォンでSNSの広告を見て、約千円のニキビ用クリームを注文し、商品と一緒に送られてきたコンビニ用振り込み用紙で代金を支払った。2週間後、また商品が届いたので販売業者に連絡したところ、「定期購入なので、商品を5回受け取らないと解約できない」と言われた。2回目以降毎月5千円以上もかかる定期購入コースだと分かっていたら申し込まなかった。

(当事者：高校生 女性)



- SNSなどの広告を見て、通常より大幅に安い価格にひかれ、「1回だけ」のつもりで化粧品やサプリメントなどを購入したところ、実際は複数回買わなければいけない定期購入が条件だったという相談が寄せられています。
- 申し込みの際は、定期購入になっていないかなど、契約内容をしっかり確認しましょう。スマートフォンでは、画面をスクロールした最後の方に、小さい文字で条件等が書かれている場合があるので、注意が必要です。
- 困ったときは、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

(独立行政法人国民生活センター「子どもサポート情報 第115号」より)

●消費生活相談事例●



スマホ決済を上手に利用するために

スマホ決済は、現金を使わずに買い物ができ、割引やキャッシュバックが受けられるなど便利そうですが、上手に利用するには何に気をつけたらよいでしょうか。

(岡山市：女性)

消費者へのアドバイス

最近「〇〇Pay(ペイ)」という言葉をよく聞きます。これらは主にスマホを利用する決済方法で、現金を使わないキャッシュレス決済の一つです。

スマホ決済は、スマホを読み取り機にかざすもの(非接触型)と、二次元バーコードやQRコードを読み取るもの(コード型)の大きく2つに分けられます。

どちらも一般に、スマホ決済専用のアプリ(以下「決済アプリ」)をスマホにダウンロードし、支払い方法として、クレジットカードや銀行口座、電子マネー、現金チャージなどを事前に登録しておく必要があります。

スマホ決済に関しては、「スマホを紛失したら、入金した残高が勝手に使われていた。」「店頭で残高から引き落とされ、商品を返品したが返金されない。」といったトラブルが寄せられています。

スマホ決済を上手に利用するために、次のようなことにご注意ください。

- ①スマホで決済した金額はその場で必ず確認し、支払い完了時のメールやレシート、利用履歴等は必ず残しておく。
- ②第三者に悪用されないように、ロック機能やアプリのパスワードを設定したり、スマホを他人に触らせないなど、スマホの自己管理を徹底する。
- ③スマホの紛失時に備え、利用停止方法等を事前に確認しておき、紛失に気づいたら、すぐにアプリの運営会社や、アプリに登録した金融機関等に連絡する。
困ったときは、すぐにお住まいの地域の消費生活相談窓口(消費者ホットライン ☎188)に相談してください。

岡山県消費生活センター 086-226-0999

あなたの町の消費者啓発セミナーへ

講師を派遣します

岡山県消費生活センターでは、講話や寸劇などによる消費者被害防止の啓発活動を行っています。みなさんの地域や学校、職場など、いろいろな機会にご活用ください。

派遣対象	県内で開催する町内会、老人会、公民館講座などの会合 学校、職場(企業、福祉関係団体等)の研修会
派遣条件	講座時間は1時間～1時間30分程度
講座内容	消費者被害の防止を目的とした講話、寸劇、替え歌、紙芝居など
派遣料	無料
講師	ボランティア講師(団体、個人)、消費生活センター職員 ボランティア講師を希望する場合には、20名以上の参加が必要です。
申込方法	所定の講師派遣申込書に会場案内図を添えて、講座開催日の1か月前までに県消費生活センターに申し込んでください。



くらしの 一日教室

団体を対象に、消費生活センターの見学をあわせた講座を行っています。

●申込書は、県消費生活センターのホームページから入手できます。

岡山県消費生活センター 消費者啓発セミナー

第3回消費生活講座

災害におけるお金の備え

～支援制度や保険の知識を学ぼう～

講師
岡山県金融広報アドバイザー 佐藤 香名

1月22日(金) 13:30～15:00
きょうめきプラザ4階401会議室

受講希望の方は、岡山県消費生活センターに電話、FAX、または電子メールでお申し込みください。

TEL 086-226-1019 FAX 086-227-3715 電子メール syohi@pref.okayama.lg.jp

※定員は50名です。来場には公共交通機関を利用され、感染対策にご協力ください。